

第3章

いわき市の自殺対策における取組

第3章 いわき市の自殺対策における取組

1 基本方針

いわき市では、平成23年3月に「いわき市自殺予防対策指針」を策定し、自殺予防に向けた方向性を定めています。また、平成29年7月には「自殺総合対策大綱」の改訂案が閣議決定されました。

本計画では、これらを踏まえて、以下の5点を自殺対策における「基本方針」と定めます。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、安定した生活等の「生きることの促進要因」より、失業や病気、孤立感等の「生きることの阻害要因(=自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まると考えられます。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を抑制する取組に加えて、「生きることの促進要因」を増大する取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクの低下に向けて取組を推進することが必要です。これらの取組により、自殺予防や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点に加えて、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を推進するために、関連する各分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

現在、自殺の要因となり得る生活困窮、虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティー、東日本大震災による避難生活等、関連分野においても同様の取組が展開されています。これらの連携の効果を更に高めるため、様々な分野において生きる支援に関わる関係者・関係機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、「地域共生社会」の実現に向けた取組や生活困窮者支援制度等との連携推進、精神科医療、保健、福祉等の各施策との連動性の向上等により、誰もが適切な精神保健福祉医療サービスを利用できる環境整備が重要です。

(3) 対応の段階に応じた、レベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、「対人支援のレベル」(自殺リスクを抱える個人の問題解決に向けた支援)、「地域連携のレベル」(関係者や地域、関係機関等の連携により支援の必要な人を把握し、その状況に応じて行う包括的な支援)、「社会制度のレベル」(法

制度の活用、市の施策方針・事業により、安心して生き続けられる地域社会を構築)の3つのレベルに分けられます。社会全体の自殺リスクの低下に向けて、関係機関等が連携しながら各レベルにおける取組を協力かつ総合的に推進することが必要です。

また、時系列的な対応として「事前対応」(自殺の危険性が低い段階における啓発・情報発信等)、「危機対応」(発生のリスクが高まっている自殺発生の危険に介入)、「事後対応」(自殺や自殺未遂が発生した後の対応)の各段階において、施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の、更に前の段階での取組」として、学校等における児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進、SOSに「きづく」「まもる」側の教職員や保護者等を対象とした教育・啓発の実施も重要です。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない「自殺を考えている人」のサインに早く気づき、精神科医等の専門職につなぎ、連携しながら見守っていけるよう広報活動・教育活動の取組を推進することが重要です。

(5) 関係者の役割の明確化と、関係者間における連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市だけではなく国や県、近隣市町村、関係団体、民間団体、企業、地域社会、そして市民一人ひとりと連携・協働して自殺対策を推進していくことが必要です。

なお、市には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、地域社会や市民には「自殺は社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが必要です。

2 施策体系

いわき市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り組むべきとされている基本施策を中心に、市が自殺対策を進めていく上で最低限必要な取組として設定する「基本施策」、いわき市の自殺の特徴等から対策が優先されるべき対象群への支援策として設定する「重点施策」、さらに関連する市の施策をまとめた「生きる支援関連施策」の各施策群です。

このうち、「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で必要不可欠な基盤的な5種類の取組です。この中で、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」の各段階での取組を網羅しているほか、地域の将来を担う子ども・若者の意識向上に向けた取組を基本施策に含めるものとします。

また、「重点施策」は、いわき市の自殺の特徴から特に対策が優先されるべき対象群を基に、「高齢者」や「働き盛りの世代の男性」、「20歳未満の若者」を対象にした取組です。

さらに、「生きる支援関連施策」は、いわき市において現在行われている様々な事業を自殺対策と連携して推進するため、取組を8つに分類した施策群です。



【自殺対策を通じて達成すべき数値目標】

平成35年 年間 自殺死亡率：13.0以下 自殺死亡者数：39人以下

(参考) 現状値 平成28年 自殺死亡率：16.4 自殺死亡者数：57人

基本施策…自殺対策を進めていく上で最低限必要な基本的施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- ①「いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会」の設置・開催
- ②個別の支援団体との連携強化及び自殺関連活動の実施支援
- ③心を通わせ合える人間関係・地域社会の構築支援

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- ①様々な職種を対象とする研修の実施
- ②一般市民に対する研修

基本施策3 市民・企業等への啓発と周知

- ①市の自殺対策計画の周知
- ②多様な手段を活用した情報発信の推進
- ③市民向け講演会・イベント等の開催
- ④就労者のメンタルケアと自殺予防の推進
- ⑤新たな発信手法の検討

基本施策4 生きることの促進要因への支援

- ①自殺リスクを抱える可能性のある市民の支援
- ②自殺未遂者等への支援
- ③遺族等への支援
- ④被災者・避難者への支援

基本施策5 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

重点施策…「対策が優先されるべき対象群」を対象に重点的に取り組む施策

重点施策1 高齢者を対象とした自殺対策の推進

重点施策2 働き盛りの世代の男性を対象とした自殺対策の推進

- ①就労者のメンタルヘルスケア
- ②無職者（生活困窮者）への支援

重点施策3 20歳未満の若者を対象とした自殺対策の推進

生きる支援関連施策…関連する市の施策

3 基本施策

本計画における基本施策は、地域で自殺対策を進めていく上で最低限必要な基礎的な取組として国が定めたものに、「地域自殺実態プロファイル」において「推奨される重点パッケージ」として挙げられた「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の要素を加え、以下の各分野の施策を掲げるものとします。

いわき市では、関係機関との協働により、これらの施策を強力にかつ連動させて総合的に推進することで、自殺対策の基本的な機能の強化・充実を進めていきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進に向けて、庁内関係部署の連携体制（庁内連絡会議）と合わせて、関係機関や地域社会等と連携して取り組んでいく体制づくりが重要です。

市では、これまでも、市や医療機関、地域で活動する各専門職によって、自殺リスクを抱えている人や遺族等へのケア・支援等を行ってきましたが、他の事業を含めて自殺リスクの低減に向けたネットワークの強化を進めていきます。

①「いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会」の設置・開催

市における自殺対策（生きることの包括的支援）のため、庁内外の関係部署や関係団体等により「いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会」を設置し、定期的に市や福島県、国の自殺対策の実施状況や統計情報の推移を検証します。

また、事業や活動の内容が自殺対策に有効であると判断できる部署や団体等に対して、協議会への参加を呼びかけ、連携体制の強化に努めます。

②個別の支援団体との連携強化及び自殺関連活動の実施支援

高齢者や障がい者、児童生徒、生活困窮者、遺族等、対象を明確にしてその支援を目的として活動する団体等のうち、自殺対策に効果があると考えられる団体、遺族支援団体等に対して、連携を求めていくとともに、関連する活動に必要な制度・事例等の情報、地域の情報の共有化を行い、「生きる支援」を行うための基盤を整えます。

③心を通わせ合える人間関係・地域社会の構築支援

自殺リスクのある地域住民が、悩みを打ち明けたり、リスクが高くなる前に相談でき、地域の中でともに生き続けられるよう、住民同士の心が通じあう地域社会づくりを目指します。また、東日本大震災により、生活が大きく変化し、精神的な負担やストレスを抱えながら生活を続けている市民は今でも多くみられることから、被災者に特化した支援策は、今後も必要と考えられます。

そのため、年齢や家族の状況を問わず、多様な住民同士の交流の機会の確保を図ります。また、同じ悩みを持つ者同士の交流も促進します。さらに、震災被災世帯の状況を継続的に把握し、精神的な負担の軽減や生活の安定に向けた施策を推進します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークを構成する各団体には、その機能を支える人材が必要です。また、団体が将来的に活動を継続するためには、現在の活動だけではなく、今後の活動を支える人材の確保・育成が必要です。

地域での自殺対策の促進に向けて、様々な専門機関や団体の人材の確保・育成を支援するとともに、地域で活動する個人や市民一人ひとりを重要な担い手として育成するための取組を推進します。

①様々な職種を対象とする研修の実施

ア 市職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施

市職員が、各窓口に訪問する市民の様子や相談内容等から本人や周囲の自殺リスクに気づき、当事者に寄り添った対応ができるよう、市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

また、定期的に自殺予防に関する研修・勉強会を開催し、職員のスキル向上を進めるとともに、市民だけではなく職員の自殺リスクに速やかに気づき、対応できる体制につなげていきます。

イ 教職員を対象にした研修の実施

市内各地の小中学校の教職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施します。また、高校や大学・短期大学・高等専門学校等の教職員等に対してゲートキーパー養成講座の受講を促し、児童生徒等が発する自殺のサインに気づき、その声に耳を傾け、必要に応じて専門機関につなぎ、将来のある命を守るための研修の受講について呼びかけます。

ウ 民生・児童委員、保健福祉専門職（民間事業所）等を対象にした研修の実施

市内各地で活動する民生・児童委員や福祉、医療、労働等の専門職等を対象に、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。

また、高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者、就労問題等で悩みを抱えている地域住民の変化やリスクに気づき、適切な対応を行えるよう、定期的に研究会を実施します。

さらに、市内や近隣市町村で自殺事例が発生した場合、必要に応じて情報の共有や事例研究等、研修を実施します。

②一般市民に対する研修

ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をする役割を担います。市では、これまでも「市役所出前講座」の一環としてゲートキーパー養成講座を実施しており、既存事業だけではなく、実施手法の幅を広げて、より多くの市民を対象にした研修を実施します。

基本施策3 市民・企業等への啓発と周知

「自殺」は誰にでも起こり得る危機ですが、危機に陥った当事者の心情や背景が理解されにくい現状があります。危機に陥ったときは、遠慮なく助けを求めることができる意識を持てるよう、また、自殺対策や遺族支援等でどのような事業や支援活動が行われているか、市民一人ひとりに知識を持っていただくとともに、企業等にメンタルケアや自殺対策に関する意識を高めていただくよう、啓発が必要です。

今後は、既存の情報発信手段を中心に、市が情報発信を進めるとともに、市の施策方針や事業を市民に分かりやすく情報発信を進めていきます。また、市や県、国の行政機関だけではなく、福祉や医療、教育等の各機関・団体等による情報発信を支援し、市民全体の知識や意識の向上に努めます。

①市の自殺対策計画の周知

市から自殺関連の情報を発信するに当たり、その根幹となる市の施策方針や重点施策、各主管課の取組方針等を明確化する必要があります。

そのため、市の施策方針にかかる各部署の施策方針や計画策定において、自殺対策・遺族支援等に関する施策・事業に取り組む際には、市民に向けて発信できるよう、方針や取組内容を明確化していきます。

②多様な手段を活用した情報発信の推進

現在、市では紙面による広報紙や地区の回覧、集いの場における周知及びホームページ、フェイスブック、ツイッター等のWEB媒体、コミュニティFM等の多様な手段を活用し、情報発信を実施しています。

今後は、これらの事業の充実を図るとともに、啓発用リーフレットやこころの健康が損なわれたときの相談先など、誌面・電子・メディア等の多様な手段を活用し、幅広い情報の発信を推進します。

③市民向け講演会・イベント等の開催

現在、市では、福島県自殺対策強化月間である9月と3月に合わせ、総合保健福祉センターや図書館で「こころの病気」に関するパンフレットや書籍の展示を行ったり、9月10日の世界自殺予防デーには、福島県精神保健福祉協会いわき支部と共催し、いわき駅前等で街頭キャンペーンを実施しています。また、市役所出前講座においてメンタルヘルスやゲートキーパー養成講座等を実施しています。

④就労者のメンタルケアと自殺予防の推進

職場における過労やストレス、各種の負担感等により、自殺リスクが高くなるよう、市内の企業に対して、その規模に関わらず、就業者へのメンタルヘルスケアや自殺対策に向けた取組に努めるよう働きかけます。

また、経営者や管理職の立場からの相談の受け付けやハラスメント防止のための取組の促進に努めます。

⑤新たな発信手法の検討

時代の変化とともに、市民の情報収集手段は変化しています。この変化に対応し、より多くの市民に市の取組が伝わるよう、新たな情報発信の手法を検討し、工夫していきます。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組が必要です。

今後は、自殺リスクを抱える可能性のある市民を対象に、相談対応による状況の把握から、それぞれの状況に応じた支援施策の推進を図ります。

また、自殺未遂者、遺族を対象に、県や関係機関と連携しながら長期的な支援に努めます。

①自殺リスクを抱える可能性のある市民の支援

ア 自殺リスクの軽減に向けた、相談体制の充実

市民の生活状況や相談内容、相談時の態度等から、日常生活の中の自殺リスクを見出し、それぞれの状況に応じた支援が行えるよう、担当職員の資質向上や相談しやすい体制構築など、相談体制の充実に努めます。

また、相談内容を具体的な支援につなげる仕組みの構築・充実に努めます。

イ 支援の必要性に応じた、居場所づくりの推進

高齢者や子育てをしている保護者、ひきこもり等、社会的に孤立をしている市民等の居場所づくりや、虐待、DV等による被害者の支援として、緊急的な居場所の確保等、各対象の状況に応じた居場所づくりを推進します。なお、専門機関との連携により、個々の状況に応じた支援につながるよう努めます。

ウ 適切な保健福祉・医療サービス等の利用支援

要介護認定者や障がい者、妊産婦、子育て世帯、難病患者等、公的な保健福祉・医療サービス等が必要な市民を対象に、当事者や家族へのケアで心身に疲労を感じている市民の負担軽減のため、関連分野の保健福祉施策等を中心とした多様な施策・事業を図ります。

なお、個々の状況に応じた適切なサービス利用促進に向けて、当事者や家族の状況を的確に把握するほか、潜在的な対象者をアウトリーチ的手法によって見出すよう努めます。

②自殺未遂者等への支援

自殺未遂者や自傷のおそれがある者を対象に、専門医療機関との連携により、継続的な支援活動を行います。

また、当事者の家族や地域社会において、自殺未遂が及ぼす影響を考慮し、精神面の支援を行うとともに、当事者の心に寄り添えるよう、啓発や相談対応を行います。

③遺族等への支援

遺族を対象に、専門機関や支援団体、地域社会と連携し、その状況に応じた精神的な支援を行います。

④被災者・避難者への支援

市民からの相談内容により、東日本大震災の被災・避難による不安・困窮・孤立等の問題が把握できたときは、庁内関係課を中心に専門機関や支援団体等と協力し、その状況に応じた相談対応や支援を行います。

基本施策5 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

市内の小中学校に通う児童生徒を対象に、いじめや虐待、経済的な困窮、心の健康状態が悪化したときのSOSの出し方について、教育を行います。

また、教職員に対して、SOSの出し方の教育を効果的に実施するよう、また、児童生徒が発するSOSを的確に気づくための意識の向上、不登校やひきこもりの事例研究など、研修の実施、対策の検討に努めます。

さらに、市内の大学や専門学校等に通っている若者に向けて、早期の問題認識と援助希求的態度を促進するために、自殺予防講演会を実施します。

このほか、個々の状況に応じた多様な生き方の容認に向けた啓発や年齢を問わず命の重要性を啓発する取組に努めます。これらの考え方は、いわき市「いのちを育む教育」の指針における「子どもたちの生きる力を育てる」という考え方と重なることから、関係機関と連携しながら進めていきます。



4 重点施策

いわき市において「対策が優先されるべき対象群」として、「60歳以上の男性（無職者、同居人あり）」、「60歳以上の女性（無職者、同居人あり）」、「40～59歳の男性（有職者、同居人あり）」、「40～59歳の女性（無職者、同居人あり）」、「20～39歳の男性（有職者、同居人あり）」、「20歳未満の男性」の6分類の対象を挙げています。

本項目では、これら6分類を基に、「高齢者」、「働き盛りの世代の男性」、「20歳未満の若者」の3つの区分を対象に、今後取り組むべき重点施策を、以下のとおり設定します。

重点施策1 高齢者を対象とした自殺対策の推進

「地域自殺対策プロファイル」における、いわき市で自殺者数が多い分類の第1位は「60歳以上の男性（無職者、同居人あり）」、第2位は「60歳以上の女性（無職者、同居人あり）」となっており、同居家族のいる高齢者の自殺が多くなっています。

高齢者の特徴として、定年退職による生活の変化や収入の減少による精神的、経済的な困窮化、高齢化による要介護状態の進行や健康状態の悪化等が挙げられます。

これら的高齢者を対象に、相談体制の充実や地域での交流の場の確保、それぞれの状態に応じた保健福祉・医療サービスの利用促進など、地域社会や専門機関及び医療機関等と連携しながら、施策を推進します。

- 高齢者の見守り活動（住民支え合い活動づくり事業、配食サービス）の充実
- 介護支援専門員への傾聴の仕方、精神保健福祉の研修の実施
- 定期的なアンケート調査による心身の健康状態の把握
（変化がみられるときは、市職員又は保健師等による訪問、面談等の実施）
- 介護予防の促進による心身の改善の促進
（自殺の要因となる健康問題の解消）
- 高齢者の居場所（つどいの場）づくりの推進
- 相談体制の充実（地域包括支援センターによる総合相談支援）
- 介護家族者支援の充実（介護する家族の心身の負担軽減）

重点施策2 働き盛りの世代の男性を対象とした自殺対策の推進

「地域自殺対策プロファイル」における、いわき市で自殺者数が多い分類の第3位は「40～59歳の男性（有職者、同居人あり）」、第4位は「40～59歳の男性（無職者、同居人あり）」、第5位は「20～39歳の男性（有職者、同居人あり）」となっており、これらを合わせると「働き盛りの世代の男性」となります。

①就労者のメンタルヘルスケア

働き盛り世代のうち就労者は、各産業における現役世代であり、仕事においても家庭においても中心となる世代であるといえます。

これらの就労者を対象に、仕事による心身の負担の軽減やストレス軽減、メンタルケアの推進等、本人への支援とともに、本人を支える上司や同僚を含め、企業等への啓発や取組の推進に努めます。

- 就労問題の相談窓口の紹介・情報発信
- 就労者のメンタルケアを推進する体制の充実
- 就労者のメンタルケア、実態把握を進める事業所への支援の検討（民間企業、行政機関、学校を含む）
- 経営者、管理職等への相談支援及び知識の普及啓発
- ハラスメント防止対策の推進

②無職者（生活困窮者）への支援

働き盛り世代のうち無職者（生活困窮者）は、現役世代であるものの、仕事による収入がないことから、生活困窮に至るケースが多いと考えられます。

これらの無職者を対象に、無職者のメンタルケアの推進、気軽に相談できる体制の整備等、関係機関との協力により、支援の推進に努めます。

- 相談対応に必要な人材の育成
- 各種相談内容からの生活困窮状況の把握、支援活動の実施（生活困窮者自立支援事業等）
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（プラン）を作成
- ワンストップサービスによる生活困窮者支援の実施
- 被災生活者の就労機会・生きがいづくりの推進

重点施策3 20歳未満の若者を対象とした自殺対策の推進

いわき市において、「20歳未満の男性」の自殺者数は、他の分類に比べると少ないものの、毎年2～3人前後が自殺し、全国中央値と比較して高い自殺死亡率となっています。また、同年齢の女性では平成23年、24年、26年に自殺者がみられることから、重点的に取り組む必要があります。

これらの対象者について、児童生徒を多く含む世代であることから、命の大切さの啓発や、悩みごとの相談先の周知、いじめや不登校児の支援等、主に教育関係機関との協力により、施策の推進に努めます。

さらに、学校に所属していない若者も対象とし、若者の集う場所（商業施設、娯楽施設等）においても同様にいのちの大切さや相談先の啓発等を進めます。

- いわき市「いのちを育む教育」の指針に基づく事業の推進
- いじめ防止に向けた各種事業の推進
- スクールカウンセラーの派遣
- 電話やインターネット等による多様な相談体制の構築と相談手法のPR
- 不登校対策
- 震災被災児童生徒への就学支援(学校における変化の把握、メンタルケア、子どもを通じた家族の様子把握等)
- 自殺対策強化月間等に合わせ、商業施設等若者が集まる場所での啓発活動(ポスターの掲示等)



第3章 いわき市の自殺対策における取組

5 生きる支援関連施策

市が実施している施策の中で、「生きる支援」に関連する実施施策は下表のとおりです。

(1) 市の取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策		
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3
①市の計画・事業に関する取組											
「いわき市子ども・子育て支援事業計画」（こどもみらいプラン）の改訂・推進	子ども・子育て支援事業計画の改訂・推進を図る。	計画に自殺防止やいじめ防止など、いのちを育む教育の推進の検討、位置付け、実施を図る。	こどもみらい部 こどもみらい課 企画係			○					
市長記者会見	市長より市政について記者会見を行う。	本計画策定及び改訂後、また必要に応じて、市長より自殺予防の推進に向けた発言を行うことにより、市の取組をアピールする。	総合政策部 ふるさと発信課 広報グループ			○					
広報紙等発行事業 コミュニティFM 放送事業 電子広報推進事業	9月、3月の福島県自殺対策強化月間時は、広報いわき、いわき市HP、FB、Twitter、報道機関への投げ込み等を実施している。	毎年、福島県自殺対策強化月間には、広報いわき、いわき市HP、FB、Twitter、報道機関を活用した広報を実施する。	総合政策部 ふるさと発信課 広報グループ ソーシャルネットワークグループ			○					
総合窓口における案内業務	本庁舎1階の総合案内を2名配置し、各窓口を案内している。	相談事を抱えている市民を目的の窓口までスムーズに誘導し、速やかな悩みごとの解消につなげる。	総務部総務課 総務係				○				
「いわき市障がい福祉計画等」の改定・推進	障がい者支援関連計画の改定・推進を図る。	精神障がいや難病、その他自殺リスクにつながる障がい・疾患等の対策の検討、位置付け、実施を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係			○					
「健康いわき21計画」の改訂・推進	いわき市民の健康寿命の延伸等を図ることを目的として、「健康いわき21（第二次）」計画を策定し、健康課題を明確にするとともに、世代別の数値目標を設定しながら、生涯にわたる市民の健康づくりを総合的に推進している。	心の健康づくりを中心に、自殺予防に関連する取組の検討、位置付け、実施を図る。	保健福祉部 保健所総務課 総務係			○					
教育大綱の推進	市の教育の基本的な方針としての「教育大綱」を推進する。	子どもの健全育成や社会教育の推進等による相互理解の促進により、生きる力の充実を図る。	総合政策部 政策企画課 企画調整係					○			

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
権利擁護支援事業 (権利擁護・成年後 見センター運営事 業)	判断能力が十分でない 市民や、虐待等による権 利侵害を受けている市 民の権利擁護のため、権 利擁護に関する専門的 な支援機関を設置・運営 する。	職員にゲートキーパー 養成講座を受講させ、資 質の向上を図る。	保健福祉部 保健福祉課 権利擁護・成年 後見センター		○							
②市民全体の生きる支援に関する取組												
市民相談窓口	市民相談員が中心とな って、市民からの要望、 苦情、意見等に対応して いる。	職員にゲートキーパー 養成講座を受講させ、資 質の向上を図る。 相談者の立場に立って 傾聴するとともに、適 宜、相談内容に応じ、適 切な窓口を紹介する。	総合政策部 ふるさと再生課		○		○					
東日本大震災に伴 う生活再建相談窓 口	東日本大震災の被災者 の生活再建に係る相談 を受け付ける専任職員 を窓口配置し、相談を 受けている。	相談者の立場に立って 傾聴するとともに、適宜 相談内容に応じた適切 な相談窓口を紹介する。	総合政策部 ふるさと再生課					○				
学校図書館におけ る関連書籍の紹介	学校図書館司書を配置 し、学校図書館の利活用 を図る。	学校の図書館スペース を利用し、9月の自殺予 防週間、3月の自殺対策 強化月間時に、「いのち」 や「心の健康」をテーマ にした展示や関連図書 の特集を行い、児童生徒 等に対する情報周知を 図る。	教育委員会 総合教育センタ ー 研修調査室						○			
総合図書館におけ る関連書籍の紹介	住民の生涯学習の場と しての読書環境の充実 を図る。	総合図書館内に設置し ている「健康・医療情報 コーナー」において、9 月の自殺予防週間時に、 自殺関連図書の特集を 行い、市民等に対する情 報周知を図る。	教育委員会 総合図書館 情報資料係							○		
「自治会・町内会へ のお知らせ」の発行	年に1回「自治会・町内 会へのお知らせ」を発行 する。	冊子に、市や関連団体等 の自殺対策関連の取組 内容、連絡先等を記載 し、市民に情報提供を行 う。	市民協働部 地域振興課 地域振興係								○	
「暮らしのガイド ブック」の発行	年に1回「暮らしのガイ ドブック」を発行する。	冊子に、市や関連団体等 の自殺対策関連の取組 内容、連絡先等を記載 し、市民に情報提供を行 う。	総合政策部 ふるさと発信課 ソーシャルネッ トワークグル ープ								○	
医療安全相談セン ター事業	市内の病院、診療所又は 助産所における医療に 関する苦情等ついて、電 話及び面接により、相談 に対応している。	相談内容より、自殺のリ スクがあると判断した ときは、専門職につな ぎ、自殺の防止に努め る。	保健福祉部 保健所総務課 医事業事係									○

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
地区保健福祉センター	住民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行う。	担当職員にゲートキーパー養成講座を受講させ、職員の資質向上に努める。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係		○		○					
消費者教育推進事業	「いわき市消費者教育推進計画(あんしんサポートプラン)」(H28～H32)に基づき、学校、地域、家庭、職域等の様々な場において、消費者教育を受けることができる機会を創出する。	市民自らが消費生活被害を未然に防止できる環境を整えるため、消費者教育を行う。	市民協働部 消費生活センター			○						
国民健康保険被保険者資格証明書交付事務	国保税滞納があり、特別の事情がない者については、国民健康保険法の規定に基づき、資格証明書(世帯内の18歳未満の子は短期被保険者証)又は短期被保険者証の交付を行っている。	今後の生活への不安を抱えている滞納者に対して、担当課や関係機関等との連携により生活の再建支援につなげる。	市民協働部 国保年金課 調査給付係				○					
年金等相談業務	国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療に関する相談を受けるに当たり、各種制度の手続きに関する説明を行う中で、相談に対応している。	相談内容に応じて、担当課や関係機関等との連携により生活の不安解消につなげる。	市民協働部 国保年金課 国民年金係 調査給付係 国保税係 高齢者医療係				○					
子どもの人権対策	いわき人権擁護委員協議会では、公民館等において「人権に関する特設相談」を行う。また、併せて学校に出向いて紙芝居等の啓発事業を行っている。	子どものいじめ防止、子どもの人権向上に向けた取組を継続して実施する。	市民協働部 市民生活課 市民生活係			○	○					
男女共同参画推進事業	「いわき市男女共同参画推進条例」や「第三次いわき市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた情報提供や啓発事業、人材育成事業等を行う。	男女共同参画に関する啓発事業開催の際に、自殺対策に関するリーフレット等を配布する。	市民協働部 男女共同参画センター			○						
心の健康相談	精神面、心の問題で悩みを持つ方及び家族や支援者等に対して相談を行う。	複雑、専門的な相談に対応できるよう、専門スタッフ(医師・心理士)で対応し、必要な専門機関等へつなげる。	保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係				○					

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策		
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3
③高齢者の生きる支援に関する取組											
さきがけ！男の料理塾	高齢者男性を対象とし、管理栄養士による講義や実習を通じて栄養バランスや正しい食生活についての知識を学ぶことで低栄養や偏食を防止するとともに、仲間との交流を通じて新たなつながりのきっかけとなる料理教室を行う。	調理実習を通し、栄養や健康に関心を持ってもらうとともに、参加者同士の交流を通じて、新たなつながりのきっかけとする。	保健福祉部 地域包括ケア推進課				○				
配食サービス事業	調理困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び障がい者に対して、栄養バランスに考慮した食事を訪問により提供しながら、定期的に安否を確認する。	配食時に対象者の安否確認を行い、支援が必要な対象者を把握した場合は、関係機関と連携を図り、必要な支援につなげていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課				○		○		
つながる・いわき事業	高齢者や高齢者を支える多くの方々が、各地域の日々の活動を更に知り、つながることができる体制をつくるため、「地域ポータルサイト」を構築・運用するほか、紙媒体を発行するなど、様々な媒体を通じて普及啓発を行う。	WEB・紙・イベントなど、様々な媒体を通して、生き生きと活動する高齢者の取組や、高齢者を取り巻く課題などを発信することにより、より多くの方々が共有し、「我が事」となるような情報発信を行うことで生きる支援につなげていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課			○	○				
地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続することができるよう、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う地域の中核機関である地域包括支援センターを運営する。	高齢者等の総合相談業務を行う中で、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族介護者等の情報を把握したときは、関係機関につなぎ、課題の解消を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課				○		○		
地域ケア会議等事業	地域の課題とその対応策について協議する地域ケア会議を開催し、関係機関のネットワーク構築、ケアマネジャーなどへの高齢者支援について、有用な知識の普及啓発などを行う。	自殺リスクの高い高齢者・障がい者なども含めて、地域で支える体制の構築を図るなど、地域ケア会議を通し、支援体制の検討を行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	○							

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
つどいの場創出事業	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。	つどいの場合は、高齢者の社会参加及び介護予防の場として、地域住民主体の運営により市内全域で実施されており、支援が必要な参加者を把握した場合には、関係機関と連携を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	○			○			○		
住民支え合い活動づくり事業	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。	地域住民等が、高齢者・障がい者などの見守りなどを行う中で、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族介護者等の情報を把握したときは、関係機関につなぎ、課題の解消を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	○			○			○		
認知症サポーター養成講座	認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト（ボランティアの講師）による認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。	広く市民が認知症の正しい知識や、認知症の人への接し方などを身に付け、理解を深めてもらうことで、認知症になっても住みやすい地域づくりを行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課			○				○		
認知症カフェ事業	商業施設や介護施設等で、地域の方の集いの場を創設し、認知症の方とその家族の支援、専門職による相談・助言等による早期発見・早期対応並びに、認知症の正しい知識の普及・啓発を目的に認知症カフェ事業を実施する。	認知症の本人やその介護者など同じ立場の人が集い、認知症に関する情報共有や情報交換等を行うことで、心身の負担軽減を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	○		○				○		
シルバーリハビリ体操事業	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「いわき市シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	高齢者の社会参加及び介護予防の場として、地域住民主体の活動に対し、指導士を派遣している。参加者において、支援が必要な方を把握した場合には、関係機関と連携を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課				○			○		

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
はいかい高齢者等 SOSネットワー ク事業	徘徊により高齢者が行 方不明になった場合に、 警察署をはじめとする 関係協力団体へ情報を 提供し、迅速な捜索活動 等を実施することによ り、高齢者の早期発見・ 早期保護を図る。	徘徊のおそれのある高 齢者等を事前登録して おくことで、行方不明の まま見つからない、保護 されても身元が分から ない等の不安の解消を 図る。	保健福祉部 地域包括ケア推 進課	○		○						
緊急通報システム 事業	ひとり暮らしの高齢者、 重度身体障がい者等に 対し、緊急通報装置を貸 与することにより、急 病、災害等の緊急時に迅 速かつ適切な対応を図 り、もって当該高齢者、 重度身体障がい者等の 福祉の増進を図る。	緊急警報システムの委 託業者にゲートキーパ ー養成講座を受講させ るとともに、高齢者の様 子の変化に気づいたと きは速やかに担当課に つなげるよう、意識の強 化を図る。	保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係			○		○				
老人クラブ連合会 補助金・老人クラブ 活動費補助金	老人クラブは社会貢献 などの分野で活躍して いる重要な組織である。 自主的な社会奉仕活動、 友愛活動、生きがい・健 康づくり活動等を行う 老人クラブに対して、補 助金を交付する。	老人クラブの活動に、自 殺対策の啓発や相互の 見守り意識の向上に向 けた取組の促進を図る。	保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係					○				
シルバーピアード の開催補助、シルバ ーフェア開催委託	高齢者同士の交流機会、 行事の開催支援を行う。	それぞれのイベント・行 事において、自殺対策の 啓発や生きがいづく り・交流の促進による生 きる意欲の増進を図る。	保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係					○				
訪問理美容サービ ス運営事業	在宅で寝たきり等の理 由により理髪店や美容 院に行くことが困難な 高齢者のみの世帯の方 を対象に、訪問による理 美容サービスを提供す る。	訪問理美容師にゲート キーパー養成講座の受 講を促し、高齢者の様子 の変化に気づいたとき は速やかに担当課につ なげるよう、意識の強化 を図る。	保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係			○		○				
いわき市シルバー 人材センター運営 費補助金	高齢者の生きがいづく りの推進と地域福祉の 向上を図るため、高齢者 の知識と経験を活かせる 臨時的及び短期的業務 を組織的に把握し高齢 者に提供する、公益社 団法人いわき市シルバ ー人材センターの運営 に対して補助金を交付 する。	シルバー人材センター の活動を通じて、生きる 意欲の増進を図る。ま た、登録している高齢者 を対象に、自殺対策の啓 発や相互交流の意識向 上を図る。	保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係					○				

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策		
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3
高齢者活用・現役世代雇用サポート事業費補助金	高齢者の生きがいづくりの推進と地域福祉の向上を図るため、高齢者の知識と経験を活かせる臨時的及び短期的業務を組織的に把握し、高齢者に提供する業務に対する補助金を支給する。	高齢者の生きがいづくりに資する事業を通じて、生きる意欲の増進を図る。また、登録している高齢者を対象に、自殺対策の啓発や相互交流の意識向上を図る。	保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係			○	○				
知恵と技の交歓教室（シルバーにこここふれあい基金事業）	高齢者の生きがいづくり推進に資する、世代間の交流を図る機会を提供する事業に対する補助金を支給する。	高齢者の生きがいづくりに資する事業を通じて、生きる意欲の増進を図る。また、登録している高齢者を対象に、自殺対策の啓発や相互交流の意識向上を図る。	保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係			○	○				
福祉介護人材定着支援事業	介護人材の確保育成に努めるとともに、地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護サービスの維持及び向上を目指す。	介護人材をサポートするためのゲートキーパーの確保を図る。	保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係		○						
老人保護措置	在宅での生活が困難な高齢者を対象に、市が措置入所をさせて必要な援助を行う。	高齢者や家族の生活を安定させることにより、自殺リスクの低下につなげる。	保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係				○				
④若年者の生きる支援に関する取組											
「児童生徒に対するアンケート調査」	児童生徒を対象に、学校・学級運営の課題を抽出するためのアンケート調査を行う。	自殺リスクに関連する実態を把握し、関係機関と連携し必要な対策につなげる。	教育委員会 学校教育課 指導係					○			○
学校医等報酬（中学校）	・労働安全衛生法に基づき、職員50人以上の職場では衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を行う。また、50人未満の学校については、健康管理医を任命し、職員の健康管理を行う。	教職員の疲労やストレスの実態を把握し、自殺リスクの低下につなげる。	教育委員会 学校教育課 指導係			○					
教職員メンタルヘルス対策事業	・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	教職員の疲労やストレスの実態を把握し、自殺リスクの低下につなげる。	教育委員会 学校教育課 指導係			○				○	
キャリア・スタート・ウィーク事業	職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てる。	職場体験を行う際に、就労問題やSOSの出し方等の教育を行う。	教育委員会 学校教育課 指導係			○	○				

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	主体的な行動の一環として、SOSの出し方を含めて教育を行う。	教育委員会 学校教育課 指導係			○		○				
いじめのない子どもが輝くまちづくり推進事業	児童生徒へのいじめを防止するための各種事業を検討する。	効果的な事業内容について、検討を行う。	教育委員会 学校教育課 指導係					○				○
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	生活保護世帯を対象に、経済的に困難な保護者に対して、就学に必要な経費を補助する。	経済的な理由による自殺リスクの低下に向けて、援助費目の追加に関し、地方自治体への財政措置の拡充を国へ要望していく。	教育委員会 学校教育課 就学係					○	○			
被災児童生徒就学援助事業	東日本大震災により、経済的理由から就学等が困難になった世帯の幼児・児童生徒を対象に、緊急的な就学支援等を行う。	経済的な理由による自殺リスクの低下に向けて、補助事業の継続を国へ要望していく。	教育委員会 学校教育課 就学係					○	○			
奨学資金貸与事業	経済的な理由等により就学困難と認められる世帯に対して奨学資金を貸与する。	資金援助だけではなく、その背景にある問題を把握し、担当課や関係機関につなげる。	教育委員会 教育政策課 総務係					○	○			
いわき市青少年育成大会	年1回「いわき市青少年育成大会」を開催する。	青少年に係る関係機関、団体等が青少年を取り巻く様々な社会環境等について考え、青少年の健全育成を図る。その中で、生きる力についても考えていく。	教育委員会 生涯学習課 青少年係					○	○			
いわき市青少年問題協議会	年2回、国や県の施策に沿って、青少年の非行防止、有害環境浄化、薬物の撲滅、健全な家庭づくり等、青少年の健全育成に関する様々な事項の審議、あるいは意見交換、情報交換を行う。	青少年問題の一環として自殺に関連する情報を提供し、情報の共有を図る。	教育委員会 生涯学習課 青少年係					○	○			
少年アドバイザーや少年補導員による街頭補導の実施	青少年による非行の早期発見、被害の未然防止のため、少年補導員及び少年アドバイザーによる適切な助言指導を行う。	街頭補導活動等を通して、青少年からのSOSを察知し、それぞれのサインに対応した対応に努める。	教育委員会 生涯学習課 青少年係					○	○			
青少年団体補助金	青少年の健全育成、地域教育力の活性化を図るため、継続的な活動を必要とする関係団体が実施する事業に補助金を支給する。	青少年団体に対し、ゲートキーパー養成講座等の自殺対策の講座や、相談窓口等の情報を提供する。	教育委員会 生涯学習課 青少年係		○			○				

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
教育相談事業	相談内容に応じて「すこやか教育相談」（主に電話相談）、「子ども健康教育相談」（主に面接相談）を行い、児童生徒、保護者、教職員を支援する。	相談内容に応じて、担当課や関係機関等との連携により、自殺リスクの低下につなげる。また、毎年多くの相談を受けるため、必要な人材の確保・育成を図る。さらに、相談内容の充実のため、連携体制の強化を図る。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室				○	○				○
緊急スクールカウンセラー設置事業	学校からの要請により、緊急的にスクールカウンセラーを派遣する。	必要な人材を確保するとともに、県や関係機関と調整し、支援体制の強化を図る。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室				○	○				○
不登校対策事業	チャレンジ適応指導教室：不登校に悩む児童生徒（小・中学生）を対象に、集団生活への適応を促し、学校へ復帰を支援する。	担当職員にゲートキーパー養成講座を受講させる。また、必要な人材を確保するとともに、県や関係機関と調整し、支援体制の強化を図る。さらに、不登校を経験した児童生徒が安心して登校できるよう、精神的な支援に努める。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室		○			○				○
児童扶養手当支給事業	ひとり親世帯の児童等が養育されている世帯の生活の安定と自立促進のため、経済的支援を行う。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係					○	○			
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子家庭の母や父子家庭の父が、就職する際に有利であり、生活の安定につながる資格を取得するため、養成機関において修学する場合に、その修業する期間について「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し「高等職業訓練修了支援給付金」を修了後に支給することで、修学期間における生活の負担の軽減による資格取得の支援を行う。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係					○	○			

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策		
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3
ひとり親家庭自立 支援教育訓練給付 金	ひとり親世帯の家計の 担い手が就労につな がる教育訓練講座を受 講した場合に、その費 用の一部に対し「自立 支援教育訓練給付金」 を支給することで、母 子家庭の母や父子家 庭の父による、就労 に向けた主体的な能 力開発に関する取組 を支援する。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下 につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係				○	○			
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	母子家庭、父子家庭、父 母のいない児童及び寡 婦等に対し、資金の貸 し付けを行い、経済的 自立と生活意欲の助長 を図る。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下 につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係				○	○			
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業協力 員	母子父子寡婦福祉貸付 金の返済がない世帯に 対し、自宅等へ訪問等 を行い、収納及び償還 指導業務を行う。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下 につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係				○	○			
母子・父子自立支援 員運営費	母子・父子家庭の生活 相談や貸付相談業務に 当たるとともに、潜在 ひとり親家庭の早期発 見と若年母子世帯を把 握する。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下 につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係				○	○			
家庭児童相談室運 営費	家庭における児童の養 育等の問題について相 談を受けるため、地区 保健福祉センターに5 室を設置。相談室には 、専門の相談員を置 いて、児童のしつけ、 家庭の問題等、比較 的軽易な問題について 相談・指導を行う。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下 につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係				○	○			
産前・産後ヘルパー 派遣事業	妊娠・出産・育児期に 新進の不調等により子 どもの養育等に支障が あり、養育支援が特に 必要な家庭に対し、 保健師などがその居 宅を訪問し、養育に 関する指導・助言を行 うほか、必要に応じて 育児・家事援助のため のヘルパーを派遣す る。	産後うつや児童虐待の 防止に向けて、家庭の 状態を把握し、必要に 応じて、担当課や関係 機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係				○				

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
乳幼児発達医療相 談会	乳幼児健康診査等の結 果、心身の正常な発育・ 発達に関して諸問題を 有しており、将来、精 神・運動発達面等におい て障がいを来すおそれ のある児を早期に把握 し、適切な指導を行う。 また今後の援助方針を 決めることにより、その 健全な発育・発達を促進 する。	保護者の負担軽減や生 活の安定に向けて、必要 に応じて、担当課や関係 機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポート センター				○					
発音とことばの相 談会	構音の問題や言葉の遅 れ等精神発達面で問題 があり、支援を要する幼 児に対して専門相談を 実施し、適切な援助等 を行うことでその健全な 発達を促進する。	保護者の負担軽減や生 活の安定に向けて、必要 に応じて、担当課や関係 機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポート センター				○					
園児のためのこど も発達相談会	市内保育所（園）、幼稚 園に在籍する発達障が いやその疑いのある児、 及び長期療養児に対し、 個々の発達、発育に応じ た助言指導、情報提供を 行うことで児の健全な 発達を促進させる。	保護者の負担軽減や生 活の安定に向けて、必要 に応じて、担当課や関係 機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポート センター				○					
発達支援おやこ教 室事業	乳幼児健診等で経過観 察が必要と判断された 幼児を対象に、小集団で の遊びや活動を提供す ることで健やかな発達 を促すとともに、保護者 に対して、子どもの成長 発達を理解し適切な関 わり方ができるよう支 援する。また、関係機関 と連携を図りながら、保 護者に情報提供するこ とで、適切な社会資源に 結び付ける。	保護者の負担軽減や生 活の安定に向けて、必要 に応じて、担当課や関係 機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポート センター				○					

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
発達障がい児等ペアレントトレーニング事業	①発達障がい又は疑いのある子どもを養育中の保護者が、子どもの行動を理解し、その特性に合わせた対応を身に付けることで、親子関係の改善や子育てへの自信につなげることができる。 ②保護者が、同じような悩みを持つ保護者の存在を知り、悩みを共有することで、子育ての孤立・負担感を減らすことができる。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター				○					
いのちを育む教育推進事業	生命の尊さや性に関する正しい知識の普及啓発等、子どもたちの健全な成長を支援する「いのちを育む教育」の推進を図る。	「いのちを育む教育」を推進していくことで、子どもたちが自己肯定感を高めながら、いのちの尊さや人と人との絆の大切さを育む。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係					○				○
親子健康手帳交付	妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付する。 母子健康手帳は、母子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てることを目的としている。	親子健康手帳交付時に本人や家族の状態を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					
いわきネウボラ（出産・子育て総合支援事業）	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための支え合いの仕組みを構築し、運営する。	参加者の様子、変化を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					
乳幼児訪問事業	育児不安の軽減や育児指導のため、保健師が家庭訪問を行う。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					
母子健康相談	母子の健康の保持増進のため、育児に関する相談に応じるとともに、育児不安の解消、母親同士の交流を図る。 また、健診の事後フォローの必要な児に対し適切な支援を行う。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
ハイリスク児・未熟児等訪問指導	フォローアップを要する乳児等に対し、家庭訪問を行い早期から適切に継続的に、個々の生活に密着した個別支援を行うことで、児の健康の保持増進・養育支援に寄与することを目的に行う。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター				○					
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					
子育て応援プログラム「子育てスキル講座」	発達面で軽度の遅れや偏りを持つ子どもの保護者は、子育てに困難さを感じる事が多く、保護者が不安や負担感を抱え続けると不適切な養育へのリスクが高まり、子どもの発達に対しても悪影響を与えることが推測されることから、子育てへの不安・負担感を減らすことを目的とする。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター				○					
いわきっ子健やか訪問事業	新生児、乳幼児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要な事項について、家庭訪問の上、適切な指導を実施し、更に異常の早期発見、治療等について助言し、家庭内で育児が円滑に行えるよう指導する。	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					
育児不安対策事業	子育て中の母親同士の交流を通し、育児不安の解消と子どもの心の安らかな成長の促進を図る。	参加者の様子、変化を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
地域子育て支援拠点事業（プレイルーム開放）	交流スペースを開放し、親子が自由に遊べる雰囲気の中で親子のふれあいや子育て中の親子同士の交流を図る。また、親子や子ども同士でできる遊びを提供したり子育て相談を行うことで、育児の孤立化を防ぎ、育児不安の軽減・解消を図る。	参加者の様子、変化を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター				○					
産後ケア事業	家族等からの産後の家事、育児等の支援が十分得られない産婦と乳児を対象に、委託助産所において、心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする。利用料は一部自己負担となる。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					
産前・産後サポート事業	妊産婦の抱える妊娠・出産・子育ての不安や疑問等に対し、身近な場所で気軽に助産師に相談するとともに、地域で妊産婦同士の交流を図る。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					
小児慢性特定疾病医療費支給認定	小児慢性特定疾病医療費の対象となっている疾患のある児童の支給認定を行う。	申請時の保護者の様子を把握し、保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					
放課後児童健全育成事業	（放課後児童クラブ）保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として行う。	支援員を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、児童の様子や変化を把握し、必要に応じて担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども支援課 こども支援係				○					
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（協力会員）が会員となって、会員同士の相互援助活動を支援する。	会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には関係機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。	こどもみらい部 こども支援課 こども支援係				○					

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策		
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3
保育の実施 (公立保育園・私立 保育園など)	保育所、認定こども園等 において、保育・育児相 談を行う。 また、保護者による家庭 保育が困難な乳幼児の 保育に関する相談を受 ける。	相談の内容、相談者の様 子を基に、必要に応じて 担当課や関係機関につ なげる。	こどもみらい部 こども支援課 保育・教育係				○				
保育所利用者負担 金等納入促進事業	保育所利用者負担金等 の納入勧奨、滞納者への 収納業務等により、利用 世帯からの収納を図る。	保育所利用者負担金等 の滞納者に対して、その 背景を把握し、自殺リス クにつながる状況が把 握できたときは、担当課 や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども支援課 保育・教育係				○				
地域子育て支援拠 点事業	子育て親子が気軽に、自 由に利用できる交流の 場を作り、子育てに関す る悩みや不安等の相談 に応じたり、情報提供等 を行う。	運営スタッフを対象に、 自殺のリスクや支援のポ イント等に関する研修 を実施する。また、参 加者の様子、変化を把 握し、必要に応じて関係 機関につなげる。	こどもみらい部 こども支援課 こども支援係				○				
子育てコンサル ジュサーブ事業	主に妊娠中、育児中、い わき市で子育てを考 えている者に対し、家庭 の状況に応じた施設やサ ービスを案内する。	相談員(子育てコンサル ジュ)を対象に、自殺 のリスクや支援のポ イント等に関する研修を 実施する。また、相談 者の様子、変化を把握 し、必要に応じて担当 課や関係機関につな げる。	こどもみらい部 こどもみらい課 企画係				○				
ひとり親家庭等医 療費助成事業	ひとり親家庭等を対象 とした医療費の助成を 行う。	ひとり親家庭等の経済 的負担の軽減を図り、自 殺リスクの低下に努め る。	保健福祉部 保健福祉課 保健福祉係				○				
⑤就労者の生きる支援に関する取組											
労働相談	労働者の就労環境と生 活の安定を図る窓口と して労働福祉会館内に 「いわき市労働問題相 談所」を設置している。	相談者から雇用条件や 労働環境等様々な相談 を受ける中で、必要に応 じて担当課や関係機関 につなげる。	産業振興部 商業労政課 労政係				○				○
いわき市教職員の 多忙化解消に向け た検討委員会	学校や教職員の業務の 見直しを推進し、教職員 の多忙化解消を図る。	教職員の負担軽減、児童 生徒への支援時間の確 保のため、対策の検討を 進める。	教育委員会 学校教育課				○				○
中学校部活動推進 事業	中学校の部活動につい て、学校と地域住民等が 継続的に連携できる体 制を構築する。	地域住民等との負担の 分割、複数の視点による 子どもの様子の変化の 把握に努める。	教育委員会 学校教育課 指導係				○				
いわき市職員メン タルヘルス対策事 業	職員のメンタルヘルス 対策として、職員のスト レスチェックや職場巡 視、相談事業、管理職・ 一般職員への研修等 を行う。	職員のストレス軽減、自 殺リスクの低下を図る。	総務部職員課 職員支援係				○				○

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策		
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3
⑥障がい者の生きる支援に関する取組											
市民啓発事業	障がいについての理解促進に資することを目的に、「障がい者週間記念事業」「施設製品ガイド」「障がい者福祉の学校教材」等、各種啓発、広報活動を行う。	障がい者にとって生きやすい地域づくりを進め、自殺リスクの低下を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係					○			
障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行う。(障がい者相談支援センター、基幹相談支援センターに委託)	障がい者やその家族の悩みを軽減し、自殺リスクの低下を図る。また、委託機関の職員を対象にゲートキーパー養成講座を受講させ職員の資質向上を図る。さらに、関連する会議や機関との連携体制を強化する。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係		○		○				
障がい者虐待防止推進事業	障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援に関する相談の窓口を各地区保健福祉センター内に設置し、迅速な対応及び適切な支援を行う。	障がい者の精神的負担を軽減し、自殺リスクの低下を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係					○			
手話通訳者等派遣事業	手話通訳者、点字指導員、要約筆記者を派遣し、障がい者等とその他の者の意思疎通を円滑にする支援を行う。	障がい者等とその他の者の意思疎通を円滑にすることで、障がい者等の精神的負担を軽減し、生きやすい地域づくりを進める。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係		○		○				
日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	障がい者やその家族の負担を軽減し、自殺リスクの低下を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係		○		○				
緊急通報システム事業	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、障がい者の相談に応じ、障がい者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	緊急警報システムの委託業者にゲートキーパー養成講座を受講させるとともに、障がい者の様子の変化に気づいたときは速やかに担当課につなげるよう、意識の強化を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係		○		○				
障害児地域療育等支援事業	療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障がい児及びその家族の福祉の向上を図る。	相談機能及び支援体制を充実し、家族介護者の負担を軽減することで、自殺リスクの低下を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係					○			

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
障がい福祉関連ガイドブック「くらしのおてつだい」の作成	年1回、障がい者向けの福祉サービス等の概略と各窓口の紹介、市民の障がい者福祉の理解向上のため、「くらしのおてつだい」を作成する。	サービスや相談の概要を分かりやすく記載することにより、悩みごとが軽度の段階から相談を受け、課題の解決につなげる。また、相談内容に応じて、担当課や関係機関につなげる。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係			○						
重度心身障害者(児)福祉金	日常生活が困難な心身障がい者(児)の生活の安定と福祉の増進のための手当を支給する。	生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係				○					
配食サービス事業	一人暮らしの障がい者世帯を訪問して計画的な配食を提供するとともに、その安否を確認する。	食事の配達時に当事者の生活状況や変化を把握し、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係				○	○				
発達障がい者就労・生活支援機能強化事業	18歳未満も含め、発達障がい者又はその疑いのある者を対象に、障がい特性の理解や生活訓練、就労支援を行う。(障害者就業・生活支援センターに委託)	障がい者等への就労支援を通じて、仕事以外の問題を把握する。また、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係				○					
難病患者対策事業	①医療相談事業 ②難病患者訪問診療事業 ③訪問相談事業により対応する。	①患者・家族の交流、専門家による医療相談を通じて疾病等に対する悩みや不安軽減を図る。 ②受診が困難な患者に対し、訪問により医学的な指導等を行い、地域における在宅医療を促進するとともに、患者や家族が抱える療養上の悩みに対応する。 ③患者や家族が抱える日常生活及び療養上の悩みについて、個別の相談・助言等を行う。	保健所地域保健課 健康増進係				○					
がん患者等に対する支援	個別相談により対応する。	がん等により療養上の不安や悩みのある方を対象に、電話や面接による個別の相談を行う。必要によりがん拠点病院等や制度等の情報提供を行うとともに、関係機関との連携による支援を行う。	・保健所地域保健課 成人保健係 ・地区保健福祉センター 保健係				○					

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策		
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3
⑦その他リスクのある市民の生きる支援に関する取組											
みんなの居場所づくり事業	ひきこもり、不登校等社会的な孤立状態にある者、複合的な課題を抱えてきた市民に対し、気軽に集い、社会や地域とのつながりのきっかけを作る「居場所」を提供する。	ひきこもり、不登校等社会的な孤立状態にある利用者の状況に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係	○			○			○	○
健康・医療情報コーナー	平成30年6月に新設した総合図書館の「健康・医療情報コーナー」において、「こころの病気」に関する図書や保健所事業のパンフレットを設置し、市民へ情報提供を行う。	自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際には、テーマ図書の展示やパンフレット配布等を行う。	教育委員会 いわき総合図書館 情報資料係				○				
社会教育関係団体等運営費補助金	市内の婦人会に対して、活動費に対する補助金を交付する。	社会教育関係団体に対し、ゲートキーパー養成講座等の自殺対策の講座や、相談窓口等の情報を提供する。	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係				○				
女性相談員運営費	社会的又は家庭的に女性の福祉を阻害するおそれのある問題並びに女性の持つ生活上の問題について、専門的立場から要保護女子の発見、相談及び指導に当たるとともに、生活の援護、就職の助成等について関係機関に連絡、あつせんを行う。	当事者が抱える問題の解消に努めるとともに、生活状況や相談の内容に応じて、担当課や専門機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係				○			○	
配偶者暴力相談支援	配偶者等からの暴力に関する相談対応及び被害者の保護を行う。	当事者の心身の負担の軽減を図る。また、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係				○			○	
市営住宅管理業務	市営住宅の管理、公募事務を行う。（指定管理者に委託） 悪質滞納者への使用料納付指導、入居規則の遵守指導、退去指導を行う。（滞納対策専門指導員は嘱託、指定管理者で徴収嘱託員を雇用）	指定管理者の担当職員に対してゲートキーパー養成講座を受講させる。また、居住者の変化や滞納者の状況を把握し、自殺リスクにつながる可能性がある場合は、担当課や専門機関につなげる。	土木部住宅営繕課 〔管理事務〕 計画係 〔入退所関連事務〕 入退去係				○				

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
生活福祉資金貸付事業	他の貸付制度が利用できない低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談・支援を行う。 (社会福祉協議会事業)	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、当該制度は短期的な支援であることから、長期的な生活の安定に向けて、地区保健福祉センター等関係機関との連携を図る。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○				○	
福祉総合相談センター	日常生活における総合的な福祉問題に適切な助言や援助を行うことを目的に、福祉総合相談センターを開設・運営する。 (社会福祉協議会事業)	職員を対象にゲートキーパー養成講座を受講させ、職員の資質の向上を図る。また、相談内容に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係		○		○				○	
中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人等への支援給付、支援・相談員による支援、自立支援通訳の派遣、引揚者見舞金の支給を行う。	支援給付時の面談や支援・相談員による面談の際に、生活状況や変化を把握し、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係					○				
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	市内在住で離職等、様々な理由により生活に困窮した市民を対象に、相談支援、就業支援等を行う。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○				○	
住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)	離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人を対象に、住宅費の支給、生活就労支援センターによる就労支援等により、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○				○	
子どもの学習支援事業(生活困窮者自立支援事業)	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の子ども(中学生)に向けた学習支援、保護者への相談支援・情報提供を行う。	子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知し、当該家庭を支援につなげる等の対応につなげる。また、生活の状況に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係					○	○			
就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	一般就労が著しく困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、就労する準備として、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等の形成を計画的かつ一貫して支援し、一般就労の促進を図る。	通所による支援を通じて本人の抱える課題や変化を把握するとともに、必要に応じて訪問による支援等を行い、対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○					

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
保護司会連絡協議会補助金 更生保護女性会連絡協議会補助金	地域の保護司会、厚生保護女性会の健全な運営を図るため、各保護司会に対し補助金を支給する。	当事者の心身の負担の軽減を図る。また、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 保健福祉係				○					
男女共同参画推進登録団体の活動の紹介	男女共同参画推進登録団体をホームページ等で紹介する。	活動団体のリーダーにゲートキーパー養成講座の受講を促す。	男女共同参画センター		○							
交通安全対策に関する事務	交通事故に関する相談や助言等を行う。	職員等にゲートキーパー養成講座を受講させ、資質の向上を図る。	市民協働部 市民生活課 交通安全防犯係		○							
消費生活相談業務	消費生活に関する相談や苦情の処理に関するものを行う。	市民からの相談の内容に応じて、事業者に対し消費者の権利等を行使し問題解決を図るほか、担当課や弁護士等の専門機関につなげる。	市民協働部 消費生活センター			○						
多重債務無料法律相談会	多重債務に関する相談又は、これに類するものを解決するため、「いわき市多重債務無料法律相談会」を福島県弁護士会いわき支部の協力のもと、毎月第2・第4火曜日に実施している。また、12月は多重債務相談にあわせ、こころの健康相談と生活就労相談も実施している。	市内に在住する多重債務を抱えている方の相談について、消費生活相談員が債務の状況等を事前に聞き取りし、債務整理方法等の助言を受けるため、弁護士等の専門機関につなげ、解決を図る。	市民協働部 消費生活センター			○					○	
性的マイノリティーによる悩みを持つ方への支援	個別相談により対応する。	性的マイノリティーによる身体的、精神的悩みや不安を抱える方を対象に、電話や面接による個別の相談に応じるとともに、医療機関との連携や社会資源等の情報を提供する。	保健所地域保健課 感染症対策係 精神保健係				○					

第3章 いわき市の自殺対策における取組

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			
				基本 施策 1	基本 施策 2	基本 施策 3	基本 施策 4	基本 施策 5	重点 施策 1	重点 施策 2	重点 施策 3	
エイズ対策促進事業	①検査・相談事業 ②普及啓発事業 により対応する。	①毎週月曜日、無料個別にてHIV抗体検査を保健所にて実施し、早期発見早期治療を促す機会としている。また、検査の機会をとらえて、個別の相談にも対応する。 ②12月1日の世界エイズデーに合わせて各種啓発事業を強化するとともに、市内の高校や大学等に出向き青少年を対象とした健康教育を実施している。講演会や健康教育を通じ、病気の理解と予防行動を促し、また、相談先の案内を行っている。	保健所地域保健課 感染症対策係				○					
⑧地域社会における取組												
市役所出前講座事業	市民の自発的な生涯学習を支援するため、市役所が関わっている仕事を学習メニューとし、市職員が講師として地域に「出前」をする講座を行う。「ストレスと上手につき合うために～うつ予防」「人とお酒のいい関係～ほどよく、楽しく、いいお酒～」「こころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座」等を行う。	市内各課等と連携を図りながら、講座の充実に努めるとともに、利用促進を図るため、更なる周知を行う。	保健福祉部 地域保健課		○					○	○	
民生児童委員協議会補助金	各地区民生児童委員協議会活動（研修・勉強会、関係機関との連携）への補助を支給する。	協議会の研修・勉強会において、自殺対策や遺族支援に関する内容を含めて実施することを検討する。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係		○							
まちづくり・未来づくり講演会	年3回、市民活動への意識啓発に向けて、自発的な行動を促すための講演会を開催する。	講演会の内容に、自殺対策や遺族支援に関する内容を含めて実施することを検討する。	市民協働部 地域振興課 地域振興係		○							

(2) 関連団体等の取組

実施主体・事業名	事業概要
いわき医師会	
講演会・相談会・家族会など	健康・メンタルヘルスの啓蒙活動（講演会など）を行う。（対象：医療従事者や市民）
いわき労働基準監督署	
いわき労働基準監督署	労働基準法、労働安全衛生法に基づく法施行業務、労災補償業務を行う。（対象：事業主、労働者など）
福島県弁護士会	
暮らしとこころの相談会	労働問題、生活問題について、無料の相談会を開催する。（1時間、事前予約制）
いじめ防止出前授業	県内小中学校の児童生徒を対象とし、弁護士がいじめ防止授業を行う。原則として、いじめ自殺事例についても扱う。
福島県教育庁 いわき教育事務所	
学校教育相談員活動	教育センターに学校教育相談員を配置する。
スクールカウンセラー等派遣事業	各学校へスクールカウンセラーを配置する。また、各校での教育相談を行う。
緊急時カウンセラー派遣事業	重大な事故や事件、災害等の初期対応を行う。児童生徒がPTSD等にならないように心の回復を支援する。
スクールソーシャルワーカー派遣事業	多様な問題に直面している児童生徒へ、関係機関と連携して支援する。
ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業	いじめ問題、その他の子どものSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談できるよう、24時間電話相談体制を整備する。
サポートティーチャー派遣事業	児童生徒の心のケアと学習のつまづきを解消し、心の安定を図るための支援を行う。
生徒指導アドバイザー派遣事業（福島大学・弘前大学専門科チーム派遣を含む）	専門家をアドバイザーとして委嘱し、各学校に派遣する。生徒指導の諸問題の未然防止や的確な対応のための支援を行う。
SNSを活用した子どもの心サポート事業（ふくしま子どもLINE相談）	様々な悩みを抱える児童生徒を対象とする、SNSを活用した相談体制を整備する。児童生徒が抱える問題の深刻化を未然に防止する。
いわき市医療センター 患者サポートセンター	
医療福祉相談	相談に訪れる全ての患者、家族を対象に、他の病院への転院調整、自宅への在宅調整、活用可能な社会保障制度の情報提供など、様々な相談業務を行う。
がんサロン	がん患者や家族が、がんに関する情報を共有し、お互いに話をしたり聞いたりすることで、不安や孤独感を和らげることを目的に、毎月第3火曜日にミニ講演会や茶話会を開催する。
いわきグリーフケア協会	
遺族のための分かち合いの集い『いちばん星の会』	当協会活動の主軸となるワークショップ。月に1回程度開催しており（不定期）、今年で11年目を迎える。当協会研修を受けた「グリーフケアサポーター」が同席のもと、家族を失った悲しみや苦しみなど抱える思いを自由に語る場を提供し、後追い自殺の抑止と社会生活への復帰を支援している。（自殺、事故死、病死、死産、流産など死因は不問。）
親を失った子どものためのサポート『ちるさぼ☆FUKUSHIMA』	平成23年5月、東日本大震災の直後に発足した団体で、平成28年にいわきグリーフケア協会に統合された。親を失った子どものサポート、あるいは子を失った親のための相談などに対応する。
サポーター養成	遺族の精神的なサポートに携わることができるスタッフの養成研修並びに「グリーフケアサポーター」の認定。認定者に対しては、個々の仕事や生活における対応力強化、勉強会のほか、当協会の活動にも参加するよう呼びかけている。
福島県精神保健福祉士会	
会員の派遣	メンタルヘルス、保健福祉に関する会議や講座等が行われる際に、精神保健福祉士として参加や講師要請があれば調整し、派遣する。
精神保健福祉士の自己研鑽及び会員交流	現在会員数258名（H30.9.1現在）いわき圏域の会員数は30名。その多くが医療機関従事者で、他に地域支援事業所、行政業務に従事している等様々である。

6 評価指標の設定

基本施策		評価項目	現状値	目標値	
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	
1	地域におけるネットワークの強化	いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会の開催	—	1 回以上	
		いわき市自殺予防対策庁内連絡会の開催	1 回	1 回以上	
2	自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座 受講者数	334 名	534 名	
		ゲートキーパー研修受講者のうち、「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合 (%) (ゲートキーパー研修受講時アンケート)	90%	100%	
3	市民・企業等への啓発と周知	電話・来所・文書等による相談件数 (延件数/年)	①うつ関係 (再掲：若年層)	157 件 (— 件)	200 件 (増加)
			②自殺関係 (再掲：若年層)	86 件 (— 件)	110 件 (増加)
		自殺対策の取組の認知度 (健康いわき 21 アンケート)	①相談窓口の認知度	33.0%	50%
			②「ゲートキーパー」という言葉を知っている人の割合	16.8%	30%
4	生きることへの促進要因への支援	「健康である」「まあまあ健康である」と答える人の割合 (健康いわき 21 アンケート)	79.5%	90%	
		この 1 年以内に「自殺したいと思った事がある」人の割合 (健康いわき 21 アンケート)	4.1%	0%	
5	子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育	若年層向け自殺予防講演会の受講者のうち、「SOSを出すことの必要性について理解できた」と回答した人の割合 (%)	75%	85%	

重点施策		評価指標	現状値	目標値
			平成 24 年～ 28 年の平均値	平成 35 年
1	高齢者	高齢者 (60 歳以上) の自殺者数	32 人	10 人以上の減少
2	働き盛り世代の男性	働き世代 (20～59 歳) の男性の自殺者数	28.4 人	10 人以上の減少
3	20 歳未満の若者	若者 (20 歳未満) の自殺者数	2.6 人	0 人